

# 兵庫県公報

平成22年6月29日 火曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>企業庁管理規程</b>	
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	1
<b>病院局管理規程</b>	
○ 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	2
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	4

## 企業庁管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年6月29日

兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介

### 兵庫県企業庁管理規程第6号

#### 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「職員（職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、深夜（午前10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として小学校就学の始期に達するまでの）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「職員（職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として小学校就学の始期に達するまでの）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として」に、「職員（職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、常態として小学校就学の始期に達するまでの当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員（職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、常態として小学校就学の始期に達するまでの当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 3歳に満たない子のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条の規定による勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。）をすることを要しない。

第8条第4号中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第11条第1項の表11の項中「含む」の右に「。以下この項において同じ」を、「5日」の右に「（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）」を加え、同表20の項を同表21の項とし、同表15の項から19の項までを同表16の項から20の項までとし、同表14の項の次に次の1項を加える。

15 要介護者の介護その他の別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
--	---

第11条第2項中「11の項まで」の右に「及び15の項」を加える。

第11条の2を次のように改める。

(育児部分休暇)

第11条の2 育児部分休暇は、次の各号に掲げる職員以外の職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該職員の子で子の満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから1年を経過しない児童を養育するため、1日の勤務時間の一部(正規の勤務時間の終わりにおいて、1時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等
- (2) 第15条第1項の規定による育児部分休業の承認を受けている職員
- (3) 第11条第1項の表8の項の規定による特別休暇の承認を受けている職員

2 育児部分休暇の期間は、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間とする。

3 育児部分休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年兵庫県条例第32号)第15条の2に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

4 育児部分休暇の単位は、30分とする。

第14条(見出しを含む。)中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第15条第1項中「次の各号に掲げる職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同項各号を削り、同条第4項を次のように改める。

4 育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったと認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に使用された改正前の第11条第1項の表11の項の特別休暇については、改正後の第11条第1項の表11の項の特別休暇として使用されたものとみなす。

## 病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年6月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

### 兵庫県病院局管理規程第8号

#### 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができる当該子の親であって次の各号のいずれにも該当するものない職員に限る。)」を「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。)」に改める。

第12条第10項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項各号」を「第8項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項第2号中「子が」の右に「、第1項の規定による請求にあっては3歳に、第2項の規定による請求にあっては」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、同項第4号を削り、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の右に「又は第2項」を加え、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第1項の規定による請求に係る期間と第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

第12条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「(常態として当該子を養育することができる当該子の親であつて次の各号のいずれにも該当するものない職員に限る。)」及び「(第10条第1項の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。))をいう。以下同じ。))」を削り、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(第10条第1項の規定による勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。))をいう。以下同じ。)をさせてはならない。

第13条を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 前2条(第11条第1項各号並びに第5項第3号及び第4号並びに前条第1項、第8項第3号及び第9項各号を除く。)の規定は、第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この条及び第20条第1項第15号において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして次の各号のいずれにも該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する職員(第21条第1項第1号から第4号までに掲げる要介護者を介護する職員並びに同居の同項第5号及び第6号に掲げる要介護者を介護する職員に限る。)が、当該要介護者を介護する」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、第12条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する職員(第21条第1項第1号から第4号までに掲げる要介護者を介護する職員並びに同居の同項第5号及び第6号に掲げる要介護者を介護する職員に限る。)が、当該要介護者を介護する」と、同条第3項中「ならない。この場合において、第1項の規定による請求に係る期間と第2項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第8項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同条第9項中「次の各号」とあるのは「第13条において読み替えて準用する第12条第8項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「第13条において読み替えて準用する第12条第2項」と読み替えるものとする。

第17条第4号中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第20条第1項第11号中「含む」の右に「。以下この号において同じ」を、「5日」の右に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)」を加え、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号中「第7条第17号」を「第7条第18号」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号を同項第17号とし、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 要介護者の介護その他の別に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

第20条第2項中「第11号まで」の右に「及び第15号」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第20条の2の見出しを「(育児部分休暇)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

育児部分休暇は、職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該職員の子で満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから1年を経過しないものを養育するため、1日の勤務時間の一部(正規の勤務時間の終わりにおいて、1時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)

- (2) 育児短時間勤務職員等
  - (3) 第27条第1項の規定による育児部分休業の承認を受けている職員
  - (4) 第20条第1項第8号の規定による特別休暇の承認を受けている職員
- 2 育児部分休業の期間は、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間とする。  
第20条の2第3項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改め、同条第4項を次のとおり改める。
- 4 育児部分休暇の単位は、30分とする。  
第23条の見出し及び同条第1項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改め、同条第2項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に、「第19条」を「第19条第1項」に、「除く」を「除く。」に、「第20条の2」を「第20条の2第1項」に、「第21条」を「第21条第1項」に、「第22条」を「第22条第1項」に改める。  
第24条の見出し及び同条第1項並びに第26条第2項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。  
第27条第1項各号を次のように改める。
- (1) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）
  - (2) 育児短時間勤務職員等
- 第27条第4項を次のように改める。
- 4 管理者は、育児部分休業をしている職員が当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったと認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成22年6月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この管理規程の施行の日前に使用された改正前の第20条第1項第11号の特別休暇については、改正後の第20条第1項第11号の特別休暇として使用されたものとみなす。



病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成22年6月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

**兵庫県病院局管理規程第9号**

**病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
第32条の2第3項中「検体を受け取った日」の右に「その他の管理者が指定する日」を加える。

附 則

この管理規程は、平成22年7月1日から施行し、改正後の第32条の2第3項の規定は、平成22年4月1日から適用する。